

生産性向上特別措置法に係る 先端設備等導入計画セミナー

先端設備等導入計画について

「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」とは、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性を向上させるための計画を策定し、市から認定を受ける制度です。

認定を受けると要件を満たした設備投資については、その設備の**固定資産税(償却資産)が、3年間ゼロとなる特例や、ものづくり補助金や持続化補助金などの優先採択や信用保証協会の別枠保証**を受けることができます。

認定を受ける3大メリット

メリット①ものづくり補助金等の優先採択

メリット②新規購入した機械装置等に係る固定資産税が3年間ゼロ

メリット③金融支援

セミナーの内容について

第1部では、先端設備等導入計画策定を検討されている事業所等の皆さま向けに導入計画の概要や作成に当たってのポイントを解説します。

第2部では、大阪北部を震源とする地震に係る被災中小企業等が活用できる国の施策や政府系金融機関等の融資制度を紹介します。

第1部 「先端設備等導入計画」策定のポイントについて (15:00~16:00)

第2部 大阪北部を震源とする地震に係る被災中小企業 (16:00~16:10)

等支援施策について (説明者) 近畿経済産業局 産業部 中小企業課

質疑応答 (16:10~16:30)

平成30年

日時

7月18日(水) 15:00~16:30

場所

高槻商工会議所 4F 大ホール

対象

高槻市内の中小企業者

費用・定員

無料・先着100名

<<申込方法は裏面をご覧ください>>

申し込み・お問合せ先 _____

高槻市産業環境部産業振興課 TEL 072-674-7411
FAX 072-675-3133

申込方法 _____

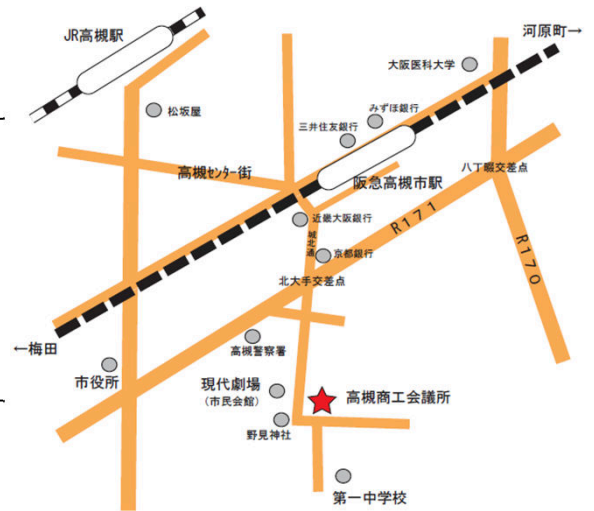
申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みいただくか、本文に申込書の記入項目をご記入の上、メールにてお申込ください。

FAX 072-675-3133
E-Mail sangyous-82@city.takatsuki.osaka.jp

申込期限 _____

平成30年7月17日(火) 17:00まで

会場アクセス



7月18日(水)開催

生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画セミナー

FAX 072-675-3133

企業・組織名	TEL
	FAX
所在地	
〒 -	

フリガナ		所属部署 役職等	
参加者 氏名			
フリガナ		所属部署 役職等	
参加者 氏名			
フリガナ		所属部署 役職等	
参加者 氏名			

- ・お申込書に書ききれない場合は、コピーしてお使いください。
- ・いただいた情報は、主催団体から各種連絡、情報提供のために利用することがあります。